

(障害福祉サービス・障害児通所支援をご利用の皆様へ)

「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書」が届いたら……

平成24年4月からの法改正により、「障害福祉サービス」または「障害児通所支援」を利用するすべての方および利用を希望するすべて方については、その申請時に「サービス等利用計画案」または「障害児支援利用計画案」を提出していただくことが必要になりました。

計画案の提出が必要な場合には、市から「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書」が送付されますので、以下の手順に従って、提出をお願いします。

【 計画案の作成から提出まで（手順） 】

既にサービスを利用されている方は、まず利用している事業所に相談します。
事業所一覧（HPに掲載）などを参考にし、作成を依頼する事業所を選びます。
作成を依頼する事業所に連絡（電話または訪問）し、作成が可能かどうか確認します。

他の利用者の依頼状況等によっては、引き受けることが困難な事業所もあります。
その場合には、別の事業所にご相談ください。

計画の作成を依頼することが決定した事業所と契約を結びます。
契約した事業所の相談員と面談し、計画の作成に必要な情報を提供します。
事業所から作成した計画案の内容についての説明を受け、同意できる内容のものであれば、必要箇所に署名・押印をします。

事業者が作成した計画案を受け取り、市に提出します。

計画案は、依頼書に記載している提出期限までに提出をお願いします。

Q. サービス等利用計画って何？

介護保険のケアプラン（介護サービス計画）に相当するものです。

サービス利用者などを支援するための中心的な「総合計画（トータルプラン）」であり、計画には、本人の解決すべき課題、支援方針、利用するサービスなどが記載されます。

障害福祉サービスを利用する方 「サービス等利用計画」を作成
障害児通所支援を利用する方 「障害児支援利用計画」を作成

【お問い合わせ先】

東温市役所 市民福祉部 社会福祉課 障害福祉係

〒791-0292 東温市見奈良530番地1 : 089-964-4406（直通）